平成十八年六月二十三日

こに公布する。

人事委員会規則二 二八 (人事委員会事務局処務規則) の一部を改正する規則をこ

委

員

వ్య

号外第六十一号

いを

「職員き章

(第七号様式)をはい用するとともに、職員の証 (第八号様式)を

号様式)をけい帯するとともに、

職員き証

(第八号様式)

をはい用しなければならな

第十条の見出しを「 (職員き章及び職員の証) 」に改め、同条中「職員の証 (第七

携帯しなければならない」に改める。

第七号様式を次のように改める。

平成十八年 (金曜日)

目

次

人事委員会

人事委員会規則二(二八 (人事委員会事務局処務規則) |部を改正する規則... ത

人事委員会規則七(三(県税事務手当)等の一部を改正す

る規則..... 人事委員会規則七(六七(管理職手当)の一部を改正する

人事委員会規則一三 八 (職員の勤務時間、 休日及び休暇

の一部を改正する規則.

管 理 課) :

(職 員 課 :

同

_ :

-

附

則

同

-



直径15ミリメートルの円形とする。

第7号様式

この規則は、 公布の日から施行する

人事委員会規則七 | 三 (県税事務手当) 等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十三日

青森県人事委員会委員長 佐 Þ 木 忠

人事委員会規則七(三 (県税事務手当) 等の一部を改正する規則

人事委員会規則七(三 (県税事務手当) 等の一部を次のように改正する。 (人事委員会規則七 三 (県税事務手当) の一部改正)

第一条 人事委員会規則七 三 (県税事務手当) の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。 (支給額の決定)

人事委員会規則二 二八 (人事委員会事務局処務規則) の一部を次のように改正す

人事委員会規則二(二八 (人事委員会事務局処務規則)

の 一

部を改正する規則

青森県人事委員会委員長

佐

Þ

木

忠

第四条 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

するとともに、県税事務手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項を 保管しなければならない

2 のとみなす。 組みをいう。)に記録したときは、 を利用して職員の人事、 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合 給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 任命権者は、 同項の規定による記録をしたも ネツトワー ク及び

第二条 人事委員会規則七

(人事委員会規則七 別紙様式を削る。

兀

(感染症等防疫作業手当) の一部改正

四 (感染症等防疫作業手当) の一部を次のように改正す

第五条を次のように改める

ಶ್ಠ

(支給額の決定)

第五条 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定 するとともに、感染症等防疫作業手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要 な事項を記録し、保管しなければならない。

組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合 同項の規定による記録をしたも

別紙様式を削る。

人事委員会規則七 六〇 (福祉業務現業手当) の一部改正)

第四条を次のように改める。 人事委員会規則七 六〇 (福祉業務現業手当)の一部を次のように改正する。

(支給額の決定)

するとともに、福祉業務現業手当実績簿を作成し、 (を記録し、保管しなければならない) 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定 手当の支給に関して必要な事

2 前項の場合において、 同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合

> のとみなす。 組みをいう。) に記録したときは、 を利用して職員の人事、 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び 給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 任命権者は、 同項の規定による記録をしたも

別紙様式を削る。

人事委員会規則七 六三 (精神保健業務手当)の 一部改正

第四条 第三条を次のように改める。 人事委員会規則七 六三 (精神保健業務手当) の一部を次のように改正する。

(支給額の決定)

第三条 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定 するとともに、精神保健業務手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事 項を記録し、保管しなければならない。

のとみなす。 組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたも を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 七〇 (農薬散布作業手当) の

一部改正

第五条 人事委員会規則七 七〇 (農薬散布作業手当) の一部を次のように改正する。 第五条を次のように改める。

(支給額の決定)

するとともに、 項を記録し、保管しなければならない。 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定 農薬散布作業手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事

組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、 を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合 (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び 同項の規定による記録をしたも

のとみなす。

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 七一 (種雄牛馬等取扱手当)の一部改正

る。 第六条 人事委員会規則七 七一 (種雄牛馬等取扱手当) の一部を次のように改正す

第五条を次のように改める。

(支給額の決定)

事項を記録し、保管しなければならない。するとともに、種雄牛馬等取扱手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な第五条(任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

のとみなす。

(情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び原務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び産務システム (情報システム (ホードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 八三 (衛生検査手当) の一部改正;

第五条を次のように改める。 第七条 人事委員会規則七 八三 (衛生検査手当)の一部を次のように改正する。

(支給額の決定)

記録し、保管しなければならない。
するとともに、衛生検査手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項を第五条 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

のとみなす。

(情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び定務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び定務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及びでありの場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合

別記様式を削る。

(人事委員会規則七 九〇 (夜間看護手当) の一部改正;

第三条を次のように改める。 第八条 人事委員会規則七 九〇 (夜間看護手当)の一部を次のように改正する。

(支給額の決定)

記録し、保管しなければならない。するとともに、夜間看護手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項を第三条(任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

別記様式を削る。

(人事委員会規則七)九六 (狂犬病予防等作業手当) の一部改正

第九条 人事委員会規則七 九六 (狂犬病予防等作業手当) の一部を次のように改正

する。

第四条を次のように改める。

(支給額の決定)

な事項を記録し、保管しなければならない。するとともに、狂犬病予防等作業手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要第四条(任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

のとみなす。

(情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び定務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及びでありの場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合

別紙様式を削る。

「人事委員会規則七(九七 (病害虫防除手当) の一部改正)

第五条を次のように改める。十条 人事委員会規則七 九七 (病害虫防除手当) の一部を次のように改正する。

(支給額の決定)

第五条 するとともに、 を記録し、保管しなければならない 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定 病害虫防除手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項

2

2 のとみなす 組みをいう。) に記録したときは、 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び を利用して職員の人事、 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合 給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 任命権者は、 同項の規定による記録をしたも

別紙様式を削る。

人事委員会規則七 九八 (家畜診療手当) の一部改正)

第十一条 人事委員会規則七 第五条を次のように改める。 九八 (家畜診療手当) の一部を次のように改正する。

(支給額の決定)

第五条 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定 するとともに、家畜診療手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項を 記録し、保管しなければならない。

組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたも 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合

青

別紙様式を削る。

人事委員会規則七 一〇二 (放射性物質取扱手当) の一部改正)

人事委員会規則七 一○二 (放射性物質取扱手当) の一部を次のように改

第六条を次のように改める。

(支給額の決定)

第 するとともに、放射性物質取扱手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

事項を記録し、

保管しなければならない。

のとみなす。 組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、 を利用して職員の人事、 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合 給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 同項の規定による記録をしたも

別紙様式を削る。

人事委員会規則七 一〇六 (用地買収交渉等手当) の一部改正

第十三条 正する。 人事委員会規則七 一〇六 (用地買収交渉等手当) の一部を次のように改

第五条を次のように改める。

(支給額の決定)

第五条 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定 するとともに、用地買収交渉等手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な 事項を記録し、保管しなければならない。

2 のとみなす。 組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたも を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合

別紙様式を削る。

人事委員会規則七 — 五 (漁業取締手当)の一部改正)

第十四条 人事委員会規則七 第三条を次のように改める。 一五 (漁業取締手当) の一部を次のように改正する。

(支給額の決定)

するとともに、 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定 保管しなければならない。 漁業取締手当実績簿を作成し、 手当の支給に関して必要な事項を

記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合

別紙様式を削る。 のとみなす。 組みをいう。 を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕)に記録したときは、任命権者は、 同項の規定による記録をしたも

第十五条 (人事委員会規則七 人事委員会規則七

— — 七

(公害等調査手当)の一部改正

一一七 (公害等調査手当) の一部を次のように改正す

第五条を次のように改める。

(支給額の決定)

第五条 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定 するとともに、公害等調査手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項 を記録し、保管しなければならない。

2

2 組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたも のとみなす。 を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 一二〇 (火薬等災害調査手当) の一部改正)

第十六条 正する。 人事委員会規則七 一二〇 (火薬等災害調査手当) の一部を次のように改

第四条を次のように改める。

(支給額の決定)

事項を記録し、 するとともに、 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定 保管しなければならない。 火薬等災害調査手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な

組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、 を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合 同項の規定による記録をしたも

のとみなす。

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七

第十七条 人事委員会規則七 | 二二 (水中選別作業手当)の一部を次のように改正

第五条を次のように改める。

する。

(支給額の決定

第五条 項を記録し、保管しなければならない。 するとともに、水中選別作業手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

のとみなす。 組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたも を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七)一三五 (実習指導手当) の一部改正)

第十八条 人事委員会規則七 一三五 (実習指導手当) の一部を次のように改正する。 第五条を次のように改める。

(支給額の決定)

第五条 記録し、保管しなければならない。 するとともに、実習指導手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項を 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

2 のとみなす。 組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、 を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合 同項の規定による記録をしたも

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 一三七 (潜水作業手当) の一部改正)

第四条を次のように改める。 第十九条 人事委員会規則七 一三七 (潜水作業手当)の一部を次のように改正する。

(支給額の決定)

記録し、保管しなければならない。するとともに、潜水作業手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項を第四条(任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

2

のとみなす。

(情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び底務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び 直頭原場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合 のとみなす。

第五条並びに第一号様式及び第二号様式を削る。

(人事委員会規則七 一四八 (農業者等育成業務手当) の一部改正)

第六条を次のように改める。

森

(支給額の決定)

青

な事項を記録し、保管しなければならない。するとともに、農業者等育成業務手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要第六条(任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定)

のとみなす。 組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたもを利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行うせのをいう。) に記録は体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) に記録は本語のとみなす。

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 一五〇 (航空手当) の一部改正)

第五条を次のように改める。 第二十一条 人事委員会規則七 一五〇 (航空手当) の一部を次のように改正する。

(支給額の決定)

し、保管しなければならない。するとともに、航空手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項を記録第五条(任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七) 一六二 (管理職員特別勤務手当) の一部改正:

第三条中「含む。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「作成し、」の

下に「所要事項を記録し、」を加え、同条に次の一項を加える。

録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。) に記ものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。) を利用して職員の人ステム (ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成される前項の場合において、同項の規定による所要事項を統合庶務システム (情報シ

(人事委員会規則七)一七〇 (災害応急作業等手当) の一部改正)

第四条を次のように改める。

(支給額の決定)

事項を記録し、保管しなければならない。するとともに、災害応急作業等手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な第四条(任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合

第二十四条 改正する。 (人事委員会規則七 別紙様式を削る。 のとみなす 組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたも 人事委員会規則七 一七八 (冬期滑走路管理手当) 一七八 (冬期滑走路管理手当)の一部を次のように の一部改正

第三条を次のように改める

(支給額の決定)

第三条 するとともに、冬期滑走路管理手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な 事項を記録し、保管しなければならない。 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

2 のとみなす。 組みをいう。) に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたも を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕 記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。) 庶務システム (情報システム (ハードウエア、ソフトウエア、ネツトワーク及び 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合

別紙様式を削る。

附

則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十三日

青絑県人事委員会委員長 佐 Þ

人事委員会規則七

別表知事の事務部局の項中

「本庁部次長」 を

本庁部次長

県境再生対策室長

木 忠 正する。

六七 (管理職手当) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を次のように改正する。

附

則

この規則は、 平成十八年七月一日から施行する。

|本庁室長 |職務の級行政職給料表八級のもの に限る。 を

本庁室長 |職務の級行政職給料表八級のもの く。)に限る。 (支給割合百分の二十のものを除 に

本庁室長 (支給割合百分の二十三及び百分の 【十八のものを除く。

を

本庁室長 (支給割合百分の二十三、百分の二 に改める。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 附 [十及び百分の十八のものを除く。 六七 (管理職手当)

をここに公布する。 人事委員会規則一三 八 (職員の勤務時間、 休日及び休暇) の 部を改正する規則

の規定は、平成十八年六月二日から適用する。

平成十八年六月二十三日

青森県人事委員会委員長 佐 Þ 木 忠

規則 人事委員会規則一三 八 (職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部を改正する

人事委員会規則一三 八 (職員の勤務時間、 休日及び休暇) の一部を次のように改

第十八条及び第十九条中「休暇簿に記入して」を削る。

第二十一条 第二十一条を次のように改める。 削除

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行